



2025年8月14日

各 位

会社名 AnyMind Group 株式会社  
代表者名 代表取締役 CEO 十河 宏輔  
コード番号：5027 東証グロース市場)  
問合せ先 取締役 CFO 大川 敬三  
(TEL 03-6384-5490)

## ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2025年8月14日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### I. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社子会社の取締役及び従業員に対して、無償にて新株予約権を発行するものであります。

今回発行する新株予約権はいずれも高い目標を行使条件として設定しており、特に（潜在株式数ベースで）割合の大きい第13回および第14回については、当社の連結損益計算書における営業利益63億円および株価2,000円の達成を条件としています（各回の具体的な条件は「II. 新株予約権の発行要項」を参照ください）。これらの条件は、当社の成長計画に沿って設定したものであり、役職員が中期的な目標を共有し、その達成に向けて一体となって取り組むための基準となるものです。その他の新株予約権についても、いずれも企業価値・株主価値の向上に資する水準の条件を設定しております。

なお、今回決議した新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の0.98%に相当します。行使条件が未達の場合は行使されず希薄化は発生せず、達成時には企業価値の向上と連動して株主の皆様利益に資するものであると考えております。

#### II. 新株予約権の発行要項

##### 1. 第13回新株予約権の発行要項

- (1) 本新株予約権の名称  
AnyMind Group 株式会社 第13回新株予約権
- (2) 申込期日  
2025年8月29日
- (3) 割当日  
2025年9月1日
- (4) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は普通株式100株とする。ただし、割当日以降、当社が当社普通株式について株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

- 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

ただし、かかる調整は、当該時点で未行使の本新株予約権に限り適用され、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は切り捨てる。また、割当日以降、当社が必要と認めた場合には、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができる。

(5) 本新株予約権の総数

3,100個

(6) 各本新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。なお、職務執行の対価として割り当てられるものであり、有利発行には該当しない。

(7) 本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額

1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。
2. 本新株予約権の行使価額（1株当たりの金銭額）は、①割当日の属する月の前月各営業日の当社普通株式の終値平均に1.05を乗じた額、又は②割当日前営業日の当社普通株式の終値（当該日に終値がない場合は直近取引日の終値）のいずれか高い額（1円未満切上げ）とし、いずれの場合も契約締結時の当社普通株式1株当たりの価額を下回らないものとする。

(8) 行使価額の調整

1. 割当日以降に当社が当社普通株式について株式分割または株式併合を行う場合、以下の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

2. 割当日以降に、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行および自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転を除く）、以下の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

ここで、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。

3. 割当日以降に、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(9) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2027年9月2日から2035年8月13日までとする（最終日が銀行営業日でない場合は、その直前の銀行営業日とする）。

(10) その他の本新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、以下のすべての条件を満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
  - A. 2027年12月期以降の事業年度において、当社の連結損益計算書における営業利益が6,300百万円を超過していること。

- B. 割当日から行使期間満了日までの間に、当社普通株式の東京証券取引所における普通取引終値が2,000円（株式分割・併合がある場合は比率に応じて調整）を超過したこと。
2. 上記(1)の条件を満たした場合には、新株予約権者が行使時点で当社または当社の関係会社の役員・従業員であることは要しない。ただし、割当日から2026年12月31日までに当該者が継続して役員・従業員でなかった場合や、解任・懲戒解雇等を受けた場合、または当社取締役会が不相当と判断した場合には行使不可とする。
  3. 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
  4. 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。
    1. 当社と競業する企業の設立・就業等、競業行為（当社の事前書面承諾がある場合を除く）
    2. 法令または社内規程違反、または信義則に反する行為により当社との信頼関係を著しく損なったと当社が合理的に判断した場合
    3. 新株予約権割当契約その他関連契約に違反した場合
  5. 新株予約権の行使に係る行使価額（該当する新株予約権に係る付与決議の日において、当該新株予約権に係る契約を締結した株式会社とその設立の日以後の期間が5年未満のものである場合には当該権利行使価額を2で除して計算した金額とし、当該株式会社がその設立の日以後の期間が5年以上20年未満であることその他の租税特別措置法施行規則で定める要件を満たすものである場合には当該権利行使価額を3で除して計算した金額とする。）の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。ただし、この金額は、租税特別措置法に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改正後の金額に変更されるものとする。
  6. 新株予約権者は、租税特別措置法及び関係政省令の規定に基づき、本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当該行使に係る当社と金融商品取引業者または金融機関（以下「金融商品取引業者等」という）との間であらかじめ締結される、当該株式の振替口座簿への記録、保管の委託または管理および処分に関する信託契約に従い、取得後直ちに、当社を通じて、当該金融商品取引業者等の振替口座簿に記録を受け、または当該金融商品取引業者等に対して保管の委託もしくは信託管理を行うものとする。ただし、当該当社株式が譲渡制限株式である場合には、租税特別措置法および関係政省令の規定に基づき、当社と新株予約権者との間であらかじめ締結される管理に関する契約に従い、取得後直ちに当社によって管理される方法を選択できるものとする。

(11) 本新株予約権の取得条項

1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
2. 新株予約権者が第10項の行使条件を満たさなくなった場合、または自ら放棄した場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(12) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権は、第三者への譲渡、質入れ、担保設定その他一切の処分をすることができないものとする。

(13) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた

- 金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
2. 資本準備金の増加額は、資本金等増加限度額から上記資本金の増加額を控除した額とする。

(14) 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

1. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

2. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

3. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第4項に準じて決定する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第7項及び第8項に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

第9項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、第9項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件  
第10項に準じて決定する。

7. 新株予約権の取得事由及び取得条件  
第11項に準じて決定する。

8. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第13項に準じて決定する。

10. その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(15) 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

(16) 本新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(17) 本新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社子会社の取締役及び従業員 計10名に対し、3,100個

なお、上記総数は、割当て予定数であり、引受の申込がなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少した時は、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する本新株予約権の総数とする

## 2. 第14回新株予約権の発行要項

- (1) 本新株予約権の名称  
AnyMind Group 株式会社 第14回新株予約権
- (2) 申込期日  
2025年8月29日
- (3) 割当日  
2025年9月1日
- (4) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は普通株式100株とする。ただし、割当日以降、当社が当社普通株式について株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。
  - 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
 ただし、かかる調整は、当該時点で未行使の本新株予約権に限り適用され、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は切り捨てる。また、割当日以降、当社が必要と認めた場合には、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができる。
- (5) 本新株予約権の総数  
1,400個
- (6) 各本新株予約権の払込金額  
新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。なお、職務執行の対価として割り当てられるものであり、有利発行には該当しない。
- (7) 本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額
  1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。
  2. 本新株予約権の行使価額（1株当たりの金銭額）は、①割当日の属する月の前月各営業日の当社普通株式の終値平均に1.05を乗じた額、又は②割当日前営業日の当社普通株式の終値（当該日に終値がない場合は直近取引日の終値）のいずれか高い額（1円未満切上げ）とし、いずれの場合も契約締結時の当社普通株式1株当たりの価額を下回らないものとする。
- (8) 行使価額の調整
  1. 割当日以降に当社が当社普通株式について株式分割または株式併合を行う場合、以下の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。
 
$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$
  2. 割当日以降に、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行および自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転を除く）、以下の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

ここで、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。

3. 割当日以降に、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (9) 本新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2027年9月2日から2035年8月13日までとする（最終日が銀行営業日でない場合は、その直前の銀行営業日とする）。
- (10) その他の本新株予約権の行使の条件
1. 新株予約権者は、以下のすべての条件を満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
    - A. 2027年12月期以降の事業年度において、当社の連結損益計算書における営業利益が6,300百万円を超過していること。
    - B. 割当日から行使期間満了日までの間に、当社普通株式の東京証券取引所における普通取引終値が2,000円（株式分割・併合がある場合は比率に応じて調整）を超過したこと。
  2. 上記(1)の条件を満たした場合には、新株予約権者が行使時点で当社または当社の関係会社の役員・従業員であることは要しない。ただし、割当日から2026年12月31日までに当該者が継続して役員・従業員でなかった場合や、解任・懲戒解雇等を受けた場合、または当社取締役会が不適当と判断した場合には行使不可とする。
  3. 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
  4. 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。
    1. 当社と競業する企業の設立・就業等、競業行為（当社の事前書面承諾がある場合を除く）
    2. 法令または社内規程違反、または信義則に反する行為により当社との信頼関係を著しく損なったと当社が合理的に判断した場合
    3. 新株予約権割当契約その他関連契約に違反した場合
- (11) 本新株予約権の取得条項
1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
  2. 新株予約権者が第10項の行使条件を満たさなくなった場合、または自ら放棄した場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (12) 本新株予約権の譲渡  
本新株予約権は、第三者への譲渡、質入れ、担保設定その他一切の処分をすることができないものとする。
- (13) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
  2. 資本準備金の増加額は、資本金等増加限度額から上記資本金の増加額を控除した額とする。
- (14) 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い  
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）

の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

1. 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  2. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  3. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第4項に準じて決定する。
  4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第7項及び第8項に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  5. 新株予約権を行使することができる期間  
第9項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、第9項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  6. 新株予約権の行使の条件  
第10項に準じて決定する。
  7. 新株予約権の取得事由及び取得条件  
第11項に準じて決定する。
  8. 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。
  9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第13項に準じて決定する。
  10. その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- (15) 新株予約権証券の不発行  
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
- (16) 本新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め  
本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (17) 本新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数  
当社子会社の取締役及び従業員 計3名に対し、1,400個  
なお、上記総数は、割当て予定数であり、引受の申込がなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少した時は、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する本新株予約権の総数とする

### 3. 第15回新株予約権の発行要項

- (1) 本新株予約権の名称  
AnyMind Group 株式会社 第15回新株予約権
- (2) 申込期日  
2025年8月29日
- (3) 割当日  
2025年9月1日
- (4) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は普通株式100株とする。ただし、割当日以降、当社が当社普通株式について株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

● 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

ただし、かかる調整は、当該時点で未行使の本新株予約権に限り適用され、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は切り捨てる。また、割当日以降、当社が必要と認めた場合には、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができる。

(5) 本新株予約権の総数

1,300個

(6) 各本新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。なお、職務執行の対価として割り当てられるものであり、有利発行には該当しない。

(7) 本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額

1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。
2. 本新株予約権の行使価額（1株当たりの金銭額）は、①割当日の属する月の前月各営業日の当社普通株式の終値平均に1.05を乗じた額、又は②割当日前営業日の当社普通株式の終値（当該日に終値がない場合は直近取引日の終値）のいずれか高い額（1円未満切上げ）とし、いずれの場合も契約締結時の当社普通株式1株当たりの価額を下回らないものとする。

(8) 行使価額の調整

1. 割当日以降に当社が当社普通株式について株式分割または株式併合を行う場合、以下の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

2. 割当日以降に、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行および自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転を除く）、以下の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

ここで、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。

3. 割当日以降に、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(9) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2027年9月2日から2035年8月13日までとする（最終日が銀行営業日でない場合は、その直前の銀行営業日とする）。

(10) その他の本新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、以下の条件を満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

2027年12月期以降の事業年度において、GROVE株式会社の連結損益計算書における売上高が8,000百万円を超過し、且つ営業利益が500百万円を超過しているこ



- と。
2. 上記(1)の条件を満たした場合には、新株予約権者が行使時点で当社または当社の関係会社の役員・従業員であることは要しない。ただし、割当日から2026年12月31日までに当該者が継続して役員・従業員でなかった場合や、解任・懲戒解雇等を受けた場合、または当社取締役会が不適当と判断した場合には行使不可とする。
  3. 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
  4. 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。
    1. 当社と競業する企業の設立・就業等、競業行為（当社の事前書面承諾がある場合を除く）
    2. 法令または社内規程違反、または信義則に反する行為により当社との信頼関係を著しく損なったと当社が合理的に判断した場合
    3. 新株予約権割当契約その他関連契約に違反した場合
  5. 新株予約権の行使に係る行使価額（該当する新株予約権に係る付与決議の日において、当該新株予約権に係る契約を締結した株式会社とその設立の日以後の期間が5年未満のものである場合には当該権利行使価額を2で除して計算した金額とし、当該株式会社がその設立の日以後の期間が5年以上20年未満であることその他の租税特別措置法施行規則で定める要件を満たすものである場合には当該権利行使価額を3で除して計算した金額とする。）の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。ただし、この金額は、租税特別措置法に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改正後の金額に変更されるものとする。
  6. 新株予約権者は、租税特別措置法及び関係政省令の規定に基づき、本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当該行使に係る当社と金融商品取引業者または金融機関（以下「金融商品取引業者等」という）との間であらかじめ締結される、当該株式の振替口座簿への記録、保管の委託または管理および処分に関する信託契約に従い、取得後直ちに、当社を通じて、当該金融商品取引業者等の振替口座簿に記録を受け、または当該金融商品取引業者等に対して保管の委託もしくは信託管理を行うものとする。ただし、当該当社株式が譲渡制限株式である場合には、租税特別措置法および関係政省令の規定に基づき、当社と新株予約権者との間であらかじめ締結される管理に関する契約に従い、取得後直ちに当社によって管理される方法を選択できるものとする。

(11) 本新株予約権の取得条項

1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
2. 新株予約権者が第10項の行使条件を満たさなくなった場合、または自ら放棄した場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(12) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権は、第三者への譲渡、質入れ、担保設定その他一切の処分をすることができないものとする。

(13) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
2. 資本準備金の増加額は、資本金等増加限度額から上記資本金の増加額を控除した額と

する。

(14) 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

1. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

2. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

3. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第4項に準じて決定する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第7項及び第8項に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

第9項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、第9項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

第10項に準じて決定する。

7. 新株予約権の取得事由及び取得条件

第11項に準じて決定する。

8. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第13項に準じて決定する。

10. その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(15) 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

(16) 本新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(17) 本新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社子会社の取締役 計2名に対し、1,300個

なお、上記総数は、割当て予定数であり、引受の申込がなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少した時は、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する本新株予約権の総数とする

#### 4. 第16回新株予約権の発行要項

- (1) 本新株予約権の名称  
AnyMind Group 株式会社 第16回新株予約権
- (2) 申込期日  
2025年8月29日
- (3) 割当日  
2025年9月1日
- (4) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は普通株式100株とする。ただし、割当日以降、当社が当社普通株式について株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。
  - 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率ただし、かかる調整は、当該時点で未行使の本新株予約権に限り適用され、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は切り捨てる。また、割当日以降、当社が必要と認めた場合には、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができる。
- (5) 本新株予約権の総数  
150個
- (6) 各本新株予約権の払込金額  
新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。なお、職務執行の対価として割り当てられるものであり、有利発行には該当しない。
- (7) 本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額
  1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。
  2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、金1円とする。
- (8) 行使価額の調整
  1. 割当日以降に当社が当社普通株式について株式分割または株式併合を行う場合、以下の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。
$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$
  2. 割当日以降に、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。
- (9) 本新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2027年9月2日から2035年8月13日までとする（最終日が銀行営業日でない場合は、その直前の銀行営業日とする）。
- (10) その他の本新株予約権の行使の条件
  1. 本新株予約権者は、権利行使までの間、継続して当社または当社の関係会社の取締役または使用人の地位にいることを条件として本新株予約権を行使することができる。ただし、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
  2. 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
  3. 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。
    1. 当社と競業する企業の設立・就業等、競業行為（当社の事前書面承諾がある場合を除く）
    2. 法令または社内規程違反、または信義則に反する行為により当社との信頼関係を

著しく損なつたと当社が合理的に判断した場合

3. 新株予約権割当契約その他関連契約に違反した場合
4. 本新株予約権者は、権利行使時点の前営業日における東京証券取引所での当社普通株式の終値が、本新株予約権の募集事項決定決議日における当社の普通株式の終値の1.3倍（ただし、計算の結果小数点以下の端数が生ずる場合には切り上げるものとする。）以上である場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
5. 本新株予約権者は、次の各号に掲げる期間においては、割り当てられた本新株予約権の数に当該各号に掲げる割合を乗じた数（ただし、計算の結果1個未満の端数が生ずる場合は切り上げるものとする。）を超えて新株予約権を行使することができないものとする。
  1. 権利行使期間開始日から12ヶ月が経過する日まで： 50%
  2. 権利行使期間開始日から12ヶ月が経過する日以降：100%

(11) 本新株予約権の取得条項

1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
2. 新株予約権者が第10項の行使条件を満たさなくなった場合、または自ら放棄した場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(12) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権は、第三者への譲渡、質入れ、担保設定その他一切の処分をすることができないものとする。

(13) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
2. 資本準備金の増加額は、資本金等増加限度額から上記資本金の増加額を控除した額とする。

(14) 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

1. 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
2. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
3. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第4項に準じて決定する。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第7項及び第8項に準じて行使価額につき合理的

な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間  
第9項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、第9項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  6. 新株予約権の行使の条件  
第10項に準じて決定する。
  7. 新株予約権の取得事由及び取得条件  
第11項に準じて決定する。
  8. 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。
  9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第13項に準じて決定する。
  10. その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- (15) 新株予約権証券の不発行  
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
- (16) 本新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め  
本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (17) 本新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数  
当社子会社の従業員1名に対し、150個  
なお、上記総数は、割当て予定数であり、引受の申込がなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少した時は、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する本新株予約権の総数とする

以 上